

沖縄県商工労働部一般競争入札公告

令和3年7月5日付けで入札公告した下記の一般競争入札（以下、「入札」という。）を訂正するので、次のとおり公告する。

令和3年7月9日

沖縄県知事 玉城 康裕

記

1 入札公告を訂正する調達物品

令和3年7月5日公告

おきなわ工芸の杜の機器整備に係る一般競争入札について（木材乾燥装置）

2 訂正理由

入札保証金の免除に関する説明事項について、下記資料で記載漏れがあった為

- (1) 入札説明書
- (2) 入札保証金説明

3 訂正の内容

- (1) 入札説明書

訂正前	訂正後
<p><b>10 入札保証金の免除</b></p> <p>入札保証金は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部の免除を受けることができる。免除を受ける者は、令和3年7月16日（金曜日）午後5時までに下記の内容を証明する書類を沖縄県商工労働部ものづくり振興課に提出すること。</p>	<p><b>10 入札保証金の免除</b></p> <p>入札保証金は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部の免除を受けることができる。免除を受ける者は、令和3年7月26日（月曜日）午後5時までに下記の内容を証明する書類を沖縄県商工労働部ものづくり振興課に提出すること。</p> <p><u>なお、入札保証金の免除を受けた落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、落札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。</u></p>

(案)

(2) 入札保証金説明

訂正前	訂正後
<p>3 入札保証金の免除</p> <p>次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p>	<p>3 入札保証金の免除</p> <p>次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p><u>なお、入札保証金の免除を受けた落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、落札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。</u></p>